

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	建設業法施行令の一部を改正する政令
規制の名称	技術検定の不正受検者に対する措置(建設業法施行令第40条関係)
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	不動産・建設経済局建設業課
評価実施時期	令和3年3月19日
事前評価時の想定との比較	事前評価時点では、技術検定において受検資格の詐称等の不正受検が後を絶たない状況にあることから、建設業法等の一部を改正する法律による暴力団排除とあわせ、不良不適格者の排除を徹底し、建設工事の適正な施工を確保するため、不正受検者に対して一定期間内における受検を禁止する等の措置を講ずることを必要としていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	当該規制の拡充による遵守費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。
(行政費用)	令和2年10月1日現在、受検禁止に係る措置が27件実施されているが、受検禁止措置にかかる書類作成は、受検者宛文書及び関係機関宛文書を含む決裁書類10枚程度であり、増加した事務は既存の体制で実施しており発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。
(効果)	令和2年10月1日現在、受検禁止措置に係る措置が27件実施され、技術検定の公正かつ適正な実施を確保することで、不良不適格者の排除を徹底し、建設工事の適正な施工が確保されるという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。 なお、効果には技術検定における不良不適格者の排除のみではなく、その他法令遵守等の複数の要素を含むことから、効果の定量的把握は困難である。
(便益(金銭価値化))	上記のとおり当該規制の拡充の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	当該規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。
考察	令和2年10月1日現在、受検禁止に係る措置が27件実施された。当該規制の拡充に係る費用として遵守費用は発生しておらず、受検者宛文書及び関係機関宛文書を含む決裁書類作成等の行政費用が発生しているが軽微であると考えられ、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。 一方、当該規制の拡充により建設工事の適正な施工が確保されるという効果が発生している。 費用と効果を比較すると効果が費用を上回るものであり、当該規制の拡充は、引き続き、継続することが妥当である。
備考	